

医学生の臨床実習において実施可能な医行為について

本学のクリニカル・クラークシップで実施する医学生の医行為は、**指導医・医学生とも積極的に実施できるよう努め**、真の診療参加型臨床実習となるようにして下さい。なお、掲載されていない医行為で学生の実施について判断に迷う場合は、教務課、または医学教育センターに問い合わせて確認して下さい。

大学病院における患者の臨床実習への協力依頼は、病院掲示板で周知するなどしてオプトアウト形式で包括同意を得ています。個別の医行為に関しては、各診療科・主治医の判断で患者毎に個別同意を得るようにして下さい。

実施した医行為は、学生が各自で臨床実習支援システム（F.CESS）に入力し、臨床実習中の活動記録として蓄積し、ポートフォリオとして活用する。次に何を学ぶか、経験をするか学修目標を明確にすること。

● 実施可能な医行為の概要

以下の2つの指針があります。

1. 医師法に基づく指針

2023年の共用試験の公的化に伴い、医師法が改正され、「共用試験に合格した医学生は、処方箋の発行以外の医業を法のもとに行うことができる」とされています。

2. 門田レポートに基づく指針

2018年に発表された「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究」にて、必須項目と推奨項目に分類された医行為が示されています。

1) 診察・一般手技・外科手技・検査手技・救急・治療の6分野について、2分類で例示されています。

① **必須項目**（医師養成の観点から臨床実習中に実施が開始されるべき医行為）

② **推奨項目**（医師養成の観点から臨床実習中に実施が開始されることが望ましい医行為）

2) 医学生に医行為を行わせる際に必要な要件として以下の4項目が挙げられています。

- ・ 侵襲性のそれほど高くない一定のものに限定
- ・ 指導医によるきめ細かな指導・監督の下で実施
- ・ 事前に医学生の評価を実施
- ・ 患者等の同意を得て実施

分類	① 必須項目 医師養成の観点から臨床実習中に <u>実施が開始されるべき医行為</u>	② 推奨項目 医師養成の観点から臨床実習中に <u>実施が開始されることが望ましい医行為</u>
診察	診療記録記載（診療録作成）※ ¹ 医療面接 バイタルサインチェック 診察法（全身・各臓器） 耳鏡・鼻鏡 眼底鏡 基本的な婦人科診察 乳房診察 直腸診察 前立腺触診 高齢者の診察（ADL 評価，高齢者総合機能評価）	患者・家族への病状の説明 分娩介助 直腸鏡・肛門鏡
一般手技	皮膚消毒 外用薬の貼付・塗付 気道内吸引※ ² ネブライザー 静脈採血 末梢静脈確保※ ² 胃管挿入※ ² 尿道カテーテル挿入・抜去※ ² 注射（皮下・皮内・筋肉・静脈内） 予防接種	ギプス巻き 小児からの採血 カニューレ交換 浣腸
外科手技	清潔操作 手指消毒（手術前の手洗い） ガウンテクニック 皮膚縫合 消毒・ガーゼ交換 抜糸 止血処置 手術助手	腫瘍切開，排膿 嚢胞・膿瘍穿刺（体表） 創傷処置 熱傷処置
検査手技	尿検査 血液塗抹標本の作成と観察 微生物学的検査（Gram 染色含む） 妊娠反応検査 超音波検査（心血管） 超音波検査（腹部） 心電図検査 経皮的酸素飽和度モニタリング 病原体抗原の迅速検査 簡易血糖測定	血液型判定 交差適合試験 アレルギー検査（塗布） 発達テスト，知能テスト，心理テスト
救急※ ³	一次救命処置 気道確保 胸骨圧迫 バックバルブマスクによる換気 AED※ ²	電気ショック 気管挿管 固定など整形外科的保存療法
治療※ ⁴	処方薬（内服薬，注射，点滴など）のオーダー 食事指示 安静度指示 定期的な術前・術後管理の指示 酸素投与量の調整※ ⁵ 診療計画の作成	健康教育

※¹ 診療参加型臨床実習実施ガイドライン「学生による診療録記載と文章作成について」を参考に記載する。

※² 特にシミュレータによる修得ののちに行うべき

※³ 実施機会がない場合には，シミュレータによる修得も可である。

※⁴ 指導医等の確認後に実行される必要がある。

※⁵ 酸素投与を実施している患者が対象

※ 本表は，30文科高第386号 2018年8月14日付「医学部の臨床実習において実施可能な医行為について（通知）」から抜粋